

## 令和3年度第1回大阪府立少年自然の家指定管理者評価委員会 議事概要

- 日 時：令和3年7月8日（木） 10：00～11：30
- 場 所：大阪府新別館北館1階 会議室兼防災活動スペース4
- 委員出席：4名（河野委員、小山委員、佐井委員、蓬田委員）欠席：1名（有田委員）

### 1 開 会 2 あいさつ 3 議 事

#### ◆ 委員長の選出について

大阪府少年自然の家指定管理者評価委員会規則第4条の規定により、佐井委員が委員長に選出された。

#### ◆ 報告事項

府立少年自然の家の現状について

「① 府立少年自然の家の新型コロナウイルス感染症拡大防止対策について」

「② 令和2年度府立少年自然の家施設運営状況について」

事務局より資料4、資料5について報告

#### <質疑応答>

委員：炊飯で、カレーなどをみんなで作ると思うが、今、事務局からの報告で、感染症対策として、調理から食事まで、一人で行うとの説明があったがどのように行うのか。

事務局：カレーを作る場合は、利用者一人一人に防災調理用の袋を2つ用意し、袋を茹でることで、調理から食事まで、他の人が食材に触れずにカレーを作ることができるように工夫している。

委員：新型コロナウイルス感染症の影響により、宿泊利用が少なくなっているということだが、宿泊部屋に入った時に、利用者に対してどのような啓発や注意喚起、また感染症対策をされているか。

事務局：当該施設は和室と洋室があり、それぞれ定員数を半数にするとともに、和室の場合は、布団を敷く位置を指定し、飛沫感染を防ぐために頭の位置が遠ざかるように工夫している。また、洋室についても、同様に使用するベッドを指定し、距離をとるようにしている。また、今年度は洋室ベッドにカーテンを設置し、飛沫感染を防ぐ対策を行う予定としている。

委員：今のような対策を、もっと発信してもらえれば、より安心して利用できると思う。

委員長：これまで感染した利用者はいるか。

事務局：これまで感染の報告は受けていない。

委員長：職員や学生ボランティアに対して定期的にPCR検査をするなどの取組は行っているか。

事務局：PCR検査は行っていないが、職員等は、出勤前に検温するとともに、体調不良の場合は、出勤しないよう徹底している。また指定管理者の職域ワクチン接種も始まったと聞いている。

委員長：いろいろな職場で、熱が出ていたり、体調が悪ければ出勤は控えているが、無症状で、気づかず他の人にうつしてしまうということがあるので、ワクチンの接種を進めてい

ただければと思う。

委員：宿泊棟とテントサイトについて、従来の定員数は何人か。

事務局：宿泊棟は約 400 人、テントサイトは約 200 人。

委員：この年間利用者数というのは、例えば2泊 10 人の場合、どのようにカウントしているか。

事務局：延べ人数なので、2泊 10 人の場合は、20 人でカウントしている。

委員：学生ボランティアについて、連携や活動状況について、教えてほしい。  
また、こういった形で募集をかけているのか。近隣の大学が多いのか。

事務局：プログラム内容を子どもに教えたり、一緒に作業を行っている。

募集方法は、指定管理者が大学に案内をし、直接募集を行っている。

近隣大学が多いと聞いている。

#### ◆ 協議事項

「令和3年度大阪府立少年自然の家指定管理運営業務の評価票について」

事務局より参考資料2、資料6、資料7-1、資料7-2についての説明

#### <質疑応答>

委員長：目標値の設定について、利用可能な日数で設定を行っているが、感染症対策で定員数を半数に制限しているの、日数だけでなく、定員数を半減していることも勘案して目標利用者数を算出してはどうか。

昨年度、新型コロナウイルス感染症で、目標値を大きく下回ったと説明があったが、想定できなかったような事由が発生した場合は、年度の途中でも目標値を修正すれば良いと考えるが、昨年度は目標値の修正を行わなかったのか。

事務局：昨年度も新型コロナウイルス感染症の影響について想定することが困難であり、目標値の設定は大変苦慮した。そのためある程度、感染症の状況を把握することと、他の府有施設の評価委員会の目標値の設定方法を参考とするため、第1回評価委員会を9月に実施した。評価委員の皆様からも様々なご意見をいただき、定量評価については、指標の継続性の観点から、従来の設定方法とし、定性評価の部分でサービスの向上や感染症対策を講じていることについて、評価することとした。

委員長：年度の途中で、何度も目標値を変更することは目標値を設定する意味がなくなるが、今回の新型コロナウイルスに関しては、指定管理者側に非はないので、第1回評価委員会はとりあえず目標値を設定し、第2回評価委員会までにどのようなことが起こるかかわからないので、指定管理者が納得できるよう、第2回評価委員会の際は、目標値を修正して評価してはどうか。

委員：今、案で示しているのは、休館している期間と学校が活動できない期間で目標値の数値が定められているが、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が出ている中で、定量評価なので、数値で表すしかない。ただ、世の中の雰囲気として、宿泊するのはどうか、人が集まる所に行くのはどうかなど、定量化できない部分がある。

目標値が実態と大きく乖離してしまうと、指定管理者も業務に対するモチベーションにも関わるので、新型コロナウイルス感染症の状況に応じて、実現可能な目標値の設定を行う方がよいのではないかと考える。

大阪府で36年間施設を運営していて、所管課として、今の状況であれば、どのぐら

いの目標値が妥当と考えるか教えていただきたい。

事務局：定員数については、半減しているが、常に満室ではなく、満室になりそうな場合は、予約時に別の空室がある日程に変更するなどして対応しているので、半減していることを目標値にそのまま反映することは難しいと考えた。

また、今回の新型コロナウイルス感染症がこれまでに経験したことがない状況のため、所管課として、妥当な目標値を示すことも難しかったが、指定管理者に状況を確認し、示しているような目標値とした。

委員長がおっしゃったが、第2回評価委員会では7月～11月の状況も把握できるので、その時に再設定した目標値で評価を行うことはできる。

委員：学校団体の場合、人数に関わらず、棟ごとや、フロアごとでの宿泊を希望されることが多い。これから少子化の影響もあり、これまで100人で利用していた学校が90人で利用するという事も出てくるが、その場合、同じ宿泊室数や、フロア数を貸出しているにもかかわらず、利用者数が少なくなるということも考えられる。そのため、一律的に全体の割合だけで、算出してしまうとそのあたりを勘案した数値とはならなくなる。

例えば、利用団体数や新規の利用団体数を参考にして評価するというのはどうか。

あと、評価が低かった場合に、指定管理者に対してどのような措置があるのか教えていただきたい。

事務局：現行の制度では、資料6記載のとおり、総合評価結果が最低評価であった事業者から次期指定管理者の公募に再度応募があった場合には、選定の審査の際に減点措置を講じることとなっている。ただし、この制度は募集時に指定管理者に明示

した上で、指定管理者の選定を行った施設から導入するもので、府立少年自然の家の現指定管理者となった平成28年度時点では導入されていないことから、今期指定管理は対象外となっている。評価委員会の指摘・提言により指定管理者に改善してもらうこととなる。

また、評価票は公表されるため、指定管理者としては、最低評価があることは心象がよくないというデメリットがある。

利用団体数はカウントしているので、指定管理者と協議し、参考にすることができるか検討する。

委員：1団体あたりの利用者数が少子化の影響で少なくなっていると思うので、検討していただければ。

事務局：速報値になるが、令和3年度の4月～6月の府立少年自然の家の運営状況は、ご覧のとおり、今提案している目標値とは大きく乖離した状況となっている。

委員：定量評価について、必ず必要なのか。未曾有の事態なので、今年度については、評価しないとしてはどうか。ただ参考値として掲載してはどうか。

もし、評価しないということができないのであれば、キャンセル率等も加味してはどうか。

事務局：定量評価について、第2回評価委員会の時に、評価しないという事はできる。

昨年度、他の府有施設においても、そういった対応を行った施設があると聞いている。キャンセル数については、把握することができるが、学校団体等は不測の事態に備えて、複数の時期に予約をしているので、目標値に反映することは難しい。

委員長：令和元年度の4～6月と令和3年度の4～6月を比較すると利用者数の桁が違う。

府立少年自然の家にとっては、一番の繁忙期に、休館しているので、指定管理者とし

て大変苦しいと思う。

確かに評価する時に、目標値というのは重要視されているが、先ほど委員の意見でもあったが、休館していなくても、利用者が自粛することがあるので、一つの方法として、今年度は定量評価については、評価不能と判断してもいいのではないかなと思う。ただ実績数値については公表すべきだと考えるので、参考として記載するというのはどうか。このままの状況が続けば間違いなく最低評価となり、そうなった場合、指定管理者は苦しいと思う。

事務局で検討いただきたい。

委員：事業一覧の資料を見ていると、毎週のように事業があり、職員数に対する実施回数で見ると、職員の方の負担があるのでないかと考える。また宿直の勤務については、どのようにしているか教えていただきたい。

事務局：宿直は再委託しているが、利用者が宿泊する時は、指定管理者の職員も宿直している。

委員：夜の指導等も考えると職員の負担はかなりあると思う。

職員は子どもと接することが好きなので、事業等も増えると思うが、職員の働き方改革という観点からも事業回数ではなく、いかに効果のある事業とするかという内容が大切なので、そのあたりを留意いただきたい。

事務局：第2回評価委員会では、職員の働き方の観点で残業時間も提示できればと考える。

委員：自然の中での活動で、職員が疲れてくると利用者の安全にも関わるため、そのあたりも考えていただければと思う。

委員長：参考資料3の損益計算表を見ると、約270万円の赤字となっている。この場合、赤字は指定管理者が持ち出すことになるのか。また、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響があるが、それ以前の年度は黒字だったのか教えてほしい。

事務局：令和元年度も3月は感染症対策のため休館措置をとっており、赤字であった。

委員長：本来は、大阪府の公金を使って、府民サービスを提供するものを、指定管理者に業務委託して、サービスの提供をしているので、収支の赤字分を指定管理者が負担するのは、少しおかしいと思う。今年度も同様の状況になることも心配である。

事務局：宿泊から日帰りに利用を変更していることや、休館措置、府民の自粛などで今年度も大幅な赤字になることが想定される。

新型コロナウイルス感染症の影響による減収分について、本来の委託料とは別に、補填を行っている。また、特別雇用調整助成金も活用している。

委員：指定管理者との契約では黒字になった分はどのように対応しているのか。

事務局：黒字の半額を府に納付することとなっている。

委員：評価票のⅠ(2)②に「障がい者、高齢者、外国人等に対する案内等の配慮は適切か」とあるが、外国人については、ほぼ利用していないと思うが、外国人の利用を促すようなことはしているのか。

事務局：コロナ禍になるまでは、インバウンド需要があり、指定管理者が旅行会社に出向き、外国人の利用を促進し、近隣に関西国際空港もあることから、特に閑散期の1～2月に多くの外国人が利用していた。

委員：新型コロナウイルス感染症が落ち着いたら、外国の方はキャンプが好きな方が多いので、領事館などにも案内するといいい。

事務局：指定管理者と検討する。

委員：府立少年自然の家では酒類の提供はできるのか。できるのであれば感染症対策の徹底

が必要と思う。

事務局：酒類の提供は行っている。

大阪府新型コロナウイルス対策本部会議の飲食店への要請と同様の対策を府立少年自然の家でも講じている。

委員長：各委員からあった意見をもとに、事務局が評価票を修正し、第2回評価委員会ではその評価票をもとに令和3年度の評価を行うこととしてよいか。

委員：異議なし

#### 4 閉会